

1）条例改正の目的

「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を平成30年に制定してから約7年が経過し、届出住宅数は増加の一途を辿っています。周辺の住民からは、騒音・ゴミのポイ捨て・住宅前での喫煙・児童等への写真撮影や不用意な声掛けなどの多数の苦情が寄せられています。

このような生活環境の悪化やトラブルを防止するため、区域と期間の制限を設け、手続きルールを強化する条例改正を行ないます。

2）区域と期間の制限

条例改正の公告の後、半年間の経過措置（周知期間）を取り、適用を開始します。

①区内全域において、1/11正午～7/1正午、9/1正午～12/20正午の期間、住宅宿泊事業の実施を制限します。この制限は既存施設にも適用されます。

②住居専用地域及び文教地区の区域において、全ての期間制限します。

ただし、適用日までに届出を受理した住宅は、①が適用されます。

※規制がかかる区域のイメージ図  部分

【半年間の経過措置後、R8年7月2日に適用する場合、実施できる期間のイメージ】

年度 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
R8年度						×	×	×		×	×		175日間
R9年度～	×	×	×			×	×	×		×	×		84日間

3）手続きルールの強化

- 現行のルール
- ・対面による宿泊名簿記載・鍵の受け渡しの実施
 - ・通報時に30分以内の現場駆け付け・対応着手
 - ・事業開始前の周辺住民への周知義務（20mの範囲）

上記に加え、新たに、以下のルールが加わります。

- ・周辺住民への事前説明会の実施
- ・海外在住の事業者に対する日本国内に在住する代理人の選任
- ・町会加入の協議を実施
- ・トラブル発生時、区民の要請に応じて協議の場を設置